



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、財政援助団体等監査に係る監査の結果を次のとおり公表する。

令和8年10月22日

幕別町監査委員 八重柏 新 治



幕別町監査委員 藤 谷 謹 至



財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象 公共的団体等に対する補助金交付事務について

2 監査の主眼

町が、公益上の必要があるとして、公共的団体等の運営費や事業費に対して交付している補助金について、次の点を主眼に検証した。

- (1) 補助金交付事務は適正に行われているか。
- (2) 補助事業の執行は適正に行われているか。
- (3) 団体の自己財源確保は適切に行われているか。
- (4) 補助事業の効果の検証は十分であるか。

3 監査の実施概要

- (1) 対象部局 企画総務部、住民生活部、保健福祉部、経済部、忠類総合支所、教育委員会
- (2) 実施期間 令和8年10月19日（月）の1日間
- (3) 監査場所 幕別町役場監査委員室
- (4) 実施した監査手続

原則として令和8年度（上期）補助指令を対象とし、令和7年度補助指令を参考に書面による調査を行った。

ア 所管部局に係る監査手続

令和7年度及び令和8年度（上期）における財政援助に係る決定及び支出事務並びに実績報告について、関係諸帳簿その他証書類との照合等、通常実施すべき監査手続を実施した。

イ 財政援助団体に係る監査手続

令和7年度補助申請書及び実績報告書、令和8年度（上期）補助申請書に基づき、

補助金等が事業計画に沿って対象事業に適切かつ効果的に用いられているか等、通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査対象事務の概要

1 補助金交付の根拠

公共的団体等補助金は、毎年度の予算措置に基づき交付される予算補助に属するものである。予算補助については、その団体又は個人の事業の状況等を勘案し、毎年度予算の範囲内において定めることとなっているが、運営費が補助対象となる場合には長期間継続して交付される状況にある。

2 補助金交付の基準

平成17年度までは「幕別町補助金等の適正化に関する規則（昭和51年規則第1号）」により交付されていたが、平成18年度からは「幕別町補助金等交付規則（平成18年規則第74号）」により交付されている。

3 補助金交付の手続

補助金等の交付を受けようとする団体又は個人は、補助金等交付申請書を町長に提出し、町長は申請内容を審査し、補助金等を交付することが適当であると認める場合は、補助金等の交付の決定をし、申請者に通知することとなる（規則第3条及び第4条）。

補助金等の交付は、補助金等の額の確定（規則第16条）後に交付することとなる。ただし、町長は、補助事業の遂行上必要があると認めたときは、概算払をすることができることになっている。（規則第9条）

第3 監査の結果及び改善意見

補助金等の見直しは、事務事業評価委員会において、補助事業の必要性や目的を明確化し、事業の活動に対して得られる成果を、指標による客観的数値を用いながら分析・評価を行い、進められている。今後も引き続き見直しを進められたい。

監査の結果の詳細は、以下のとおりである。

1 公共的団体等補助金のあり方について

団体の運営（事務管理を含む）を町の担当部局に依存しているものがあり、特段の事情のない限り数年間の時限を定め、本来の自主運営へ転換を促すべきである。又、団体の事業目的が類以するものについては、将来統合も視野に入れるべきである

2 団体の自己財源等について

補助対象団体が自己財源の充実に努め、補助金への依存度を少なくしていくことは、団体の自主性、自律性を高める上からも当然のことである。会費徴収団体及び非営利事業法人の事業で、本来、自主・自立が望まれるものについては、自助努力を求めるのはもちろんのこと、補助決定にあたって再度の見直しが必要である。

また、多額の繰越金を保有している団体が見受けられるので、「補助金の交付決定」や「補

助金等の額の確定」を行うときには十分留意のうえ交付事務を執り進めていただきたい。

3 補助金等の交付基準について

補助金等の交付については、「幕別町補助金等交付基準」に基づき、事務事業評価委員会で審査をし、統一的な基準により交付を行っている。この制度の運用には多少の困難を伴うものと思慮されるが、補助金等の支出の透明性、公平性等が確保されることが期待できるので、引き続き各団体等に制度の周知徹底を図り、実効性が上がるよう執り進め願いたい。